

資料編

資料 1 軽米町再生可能エネルギー推進協議会規約

軽米町再生可能エネルギー推進協議会規約

平成 26 年 10 月 20 日 制定
平成 27 年 12 月 24 日 一部改正
平成 30 年 3 月 27 日 一部改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この協議会は、軽米町再生可能エネルギー推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 協議会の事務所は、岩手県軽米町再生可能エネルギー推進室内に置く。

(目的)

第 3 条 協議会は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号。次条第 1 号において「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条第 1 項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため設置する。

(協議)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する基本計画の記載事項の内容
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組に関する協議会の構成員の役割分担
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 13 条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該設備整備計画に定めようとする農林業の健全な発展に資する取組の内容
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成及び変更並びに基本計画の実施に関すること

2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議することができる。

- (1) 災害時における病院、学校等公共施設への電力の優先供給等再生可能エネルギーの活用方法
- (2) 地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の施工業者等の参加
- (3) 小水力発電における農業用水の利用に関する調整等再生可能エネルギー発電事業に関する権利調整

第2章 構成員等

(協議会の構成員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 再生可能エネルギー及び地域づくりに詳しい学識経験者
- (2) 再生可能エネルギー発電事業者
- (3) 農林業者及び農林業団体の代表者
- (4) 町民及び関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 軽米町
- (7) その他協議会が必要と認める者

(届出)

第6条 構成員は、その氏名又は住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 前項の役員は、第5条の構成員の中から総会において選任する。
- 3 会長及び副会長は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(役員及び構成員の任期)

第9条 役員及び構成員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の承認を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その会議の開催の日の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、承認の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第4章 会議

(会議の招集)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、構成員の2分の1以上の者から会議の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 構成員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。
- 3 会議の議事は原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決するものとする。
- 4 会長は、構成員のほか、必要に応じて、専門的知見を有する者をアドバイザーとして協議会に招請し意見を聞くことができる。

(議事録)

第14条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 開催日時及び開催場所
 - (2) 構成員の現在数、当該会議に出席した構成員数及び当該会議に出席した構成員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。
- 4 議事録は原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともにホームページに掲載することによりこれを行う。ただし、個人情報、法人その他の団体や個人

の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずるおそれがあるものは非公表とするものとする。

(協議結果の尊重義務)

第 15 条 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 16 条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会長が任命する。
- 4 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(書類及び帳簿の備付け)

第 17 条 協議会は、第 2 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規定
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規定に基づく書類及び帳簿

第 6 章 会計

(事業年度)

第 18 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 協議会規約の変更、協議会が解散した場合の措置等

(規約の変更等)

第 19 条 この規約を変更する場合には、会議において出席者の承認を経るものとする。

- 2 基本計画の一部変更等に伴い、構成員を除名し規約変更する場合は、第 11 条に準じ、会議の承認を必要とする

(協議会の解散)

第 20 条 協議会を解散する場合は、構成員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第 21 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第8章 雑則

(細則)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年10月20日から施行する。

附 則(平成27年12月24日一部改正)

この規約は、平成27年12月24日から施行する。

附 則(平成30年3月27日一部改正)

この規約は、平成30年3月27日から施行する。

資料 2 環境現況把握調査方法

(1) 環境現況把握調査の必要性

自然環境保全に関する法的な指定状況や環境影響評価の義務付けについて、大規模太陽光発電事業に関して現時点では岩手県等からの特に指定は無い。

しかし、近年の社会的傾向では、発電事業や大規模な土地の改変や森林伐採等々に際し、自主的な環境影響評価の実施を行うところも少なくない。

さらに、大規模な改変特に動植物の最も依存する基盤となる植生の変化（森林伐採等）では改変地の環境変化は当然であるが、周辺地域の自然環境にまで影響を及ぼす事が、保全生態学的に懸念されており、事業実施者の CSR（企業の社会的責任）やコンプライアンスの観点からも、現時点において法的な義務付けがなされていない場合でも、環境影響評価や少なくとも自然環境現況把握調査等を実施しておく事は、必要不可欠であると考えられる。

(2) 環境現況把握調査の目的

大規模太陽光発電施設整備における、土地の改変及び森林等の伐採により、当該地域及び周辺に環境改変によるインパクトを鑑みて、事前に自然環境（動植物の生息・生育状況及び貴重種の生息・生育状況）の現況を把握する事を目的とする。

(3) 環境現況把握調査の項目

実施する調査項目（自然環境項目）については、動植物調査としその詳細を以下に示す。なお、調査を実施すべき項目は、ベースとなる環境条件（植生、解放水面、土地利用等）により異なる。したがって、調査項目及び数量については、調査地区ごとに有識者の意見を聞きながら設定する。

表 環境現況把握調査項目一覧表

調査項目	概要
哺乳類調査	クマ、カモシカ、シカ等の大型哺乳類の他、イタチ、テン、リス、ネズミ類等の小型哺乳類の確認を行う。また飛翔性哺乳類であるコウモリについても重要種等が多いため確認を行う。
鳥類調査	森林性、里山等の環境に依存する野鳥の確認を行う。さらに猛禽類等の生息の有無についても確認を行う。
両生類・爬虫類調査	カエル、サンショウウオ等の両生類、ヘビ・カメ等の爬虫類の生息確認を行う。
魚類・水生生物調査	改変による土砂流出等の影響も踏まえ、近接する河川及び沢等における魚類及び水生昆虫、淡水産貝類等の水生生物の生息確認を行う。
昆虫類等調査	植生等の環境依存性の高い、陸上昆虫類、ムカデ類やクモ類等の生息確認を行う。
植物相調査	最も改変インパクトの強い植物の生育について、植物全種確認及び優占状況について確認調査を行う。

表 環境現況把握調査時期一覧表

調査項目	実施時期	概要
哺乳類調査	7月	哺乳類の活動が最も活発になる、夏季（7月頃）の調査を実施予定。その他の時期においても特に変化が無いため、1季調査を実施する。両生類・爬虫類調査と同時進行で実施する。
鳥類調査	4月下旬、6月、9月、12月	渡り等があり、時期により確認される鳥類が異なる、ため、全体把握が必要なため。
両生類・爬虫類調査	7月	両生類・爬虫類の活動が最も活発になる、夏季（7月頃）の調査を実施予定。その他の時期においても特に変化が無いため、1季調査を実施する。哺乳類調査と同時進行で実施する。
魚類・水生生物調査	7月上旬	魚類・水生生物の活動が最も活発になる、夏季の調査を想定。その他の時期においても特に変化が無いため、1季調査を実施する。計画地に主要な河川等は見られないが、造成計画があることから、周辺水域において濁水等の影響も考えられるため、調査の実施を行う。
昆虫类等調査	7月、9月	陸上昆虫類の活動が最も活発になる、時期で最も種数の多い鳥類やガ類の確認に適した夏季とトンボやバッタ類の多い秋に実施する。
植物相調査	6月、9月	貴重種であるラン科の開花時期の6月とスゲ類の結実する9月に調査を実施する。

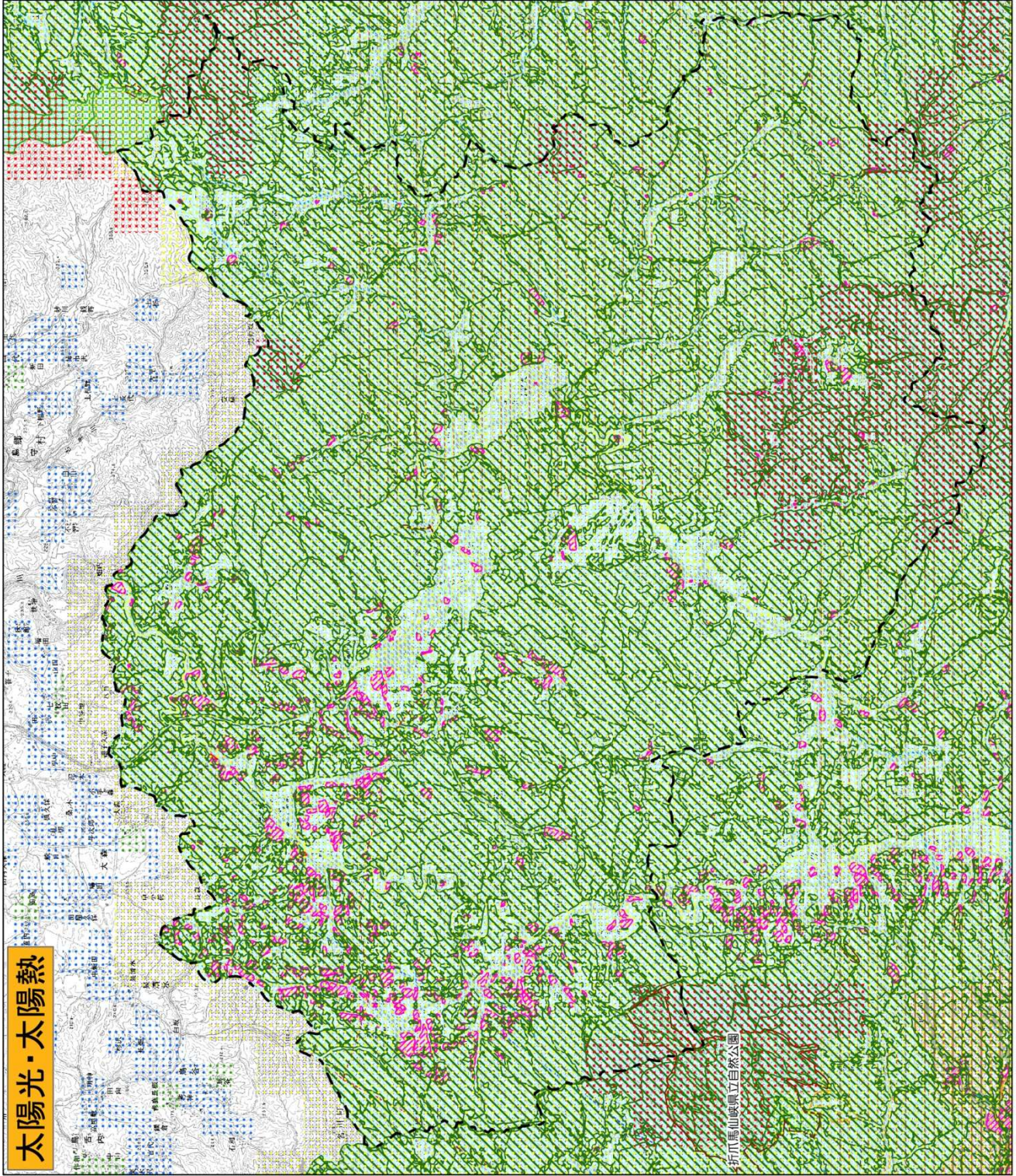
表 環境現況把握調査手法一覧表

調査項目	調査手法
哺乳類調査	直接観察、フィールドサイン法、自動撮影、バッドディテクター
鳥類調査	ラインセンサス法、定点観察
両生類・爬虫類調査	直接観察、フィールドサイン法
魚類・水生生物調査	投網・タモ網による直接採捕
昆虫类等調査	一般採取、ベイトトラップ、ライトトラップ（ボックス）
植物相調査	フロラ調査、植生調査

資料3 再生可能エネルギー発電ポテンシャルマップ

再生可能エネルギー導入支援マップは、岩手県が整備し公表しているもので、岩手県内における再生可能エネルギー事業の検討において活用することを想定し、既存の各種データを集約して作成したものです。掲載されているデータは、太陽光・風力・地熱・小水力等の再生可能エネルギーのポテンシャル情報に加え、自然公園区域・国有林等の土地利用規制情報、送電線・道路等の事業性、その他情報、赤色立体図等の地形情報です。ここでは、軽米町分についての情報を掲載します。

太陽光・太陽熱



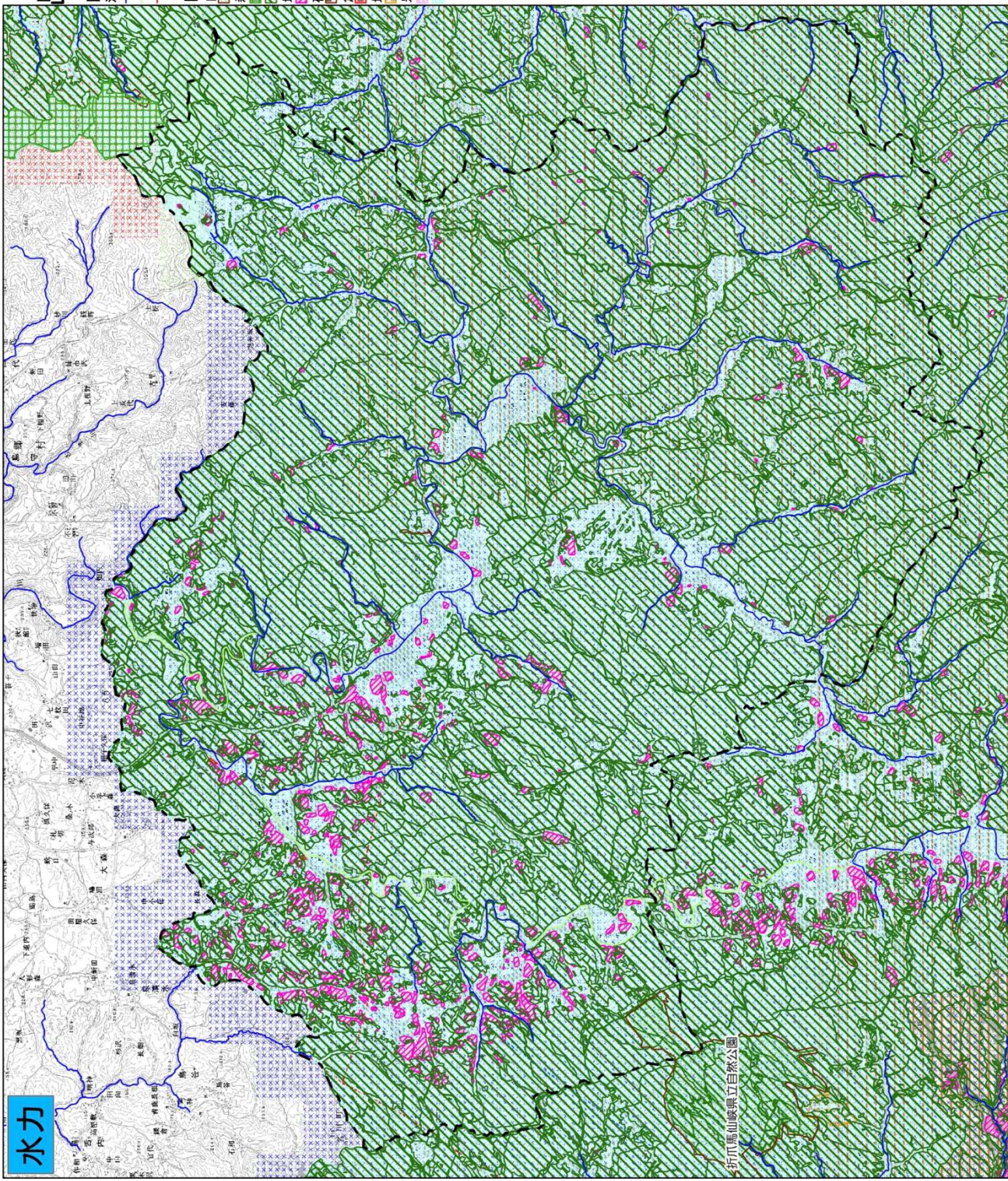
凡例

- 【事業性、その他情報】**
- 送電線
 - 500kV
 - 275kV
 - 154kV
 - 66kV
 - 33kV
 - 主要道路
- 【ポテンシャル基礎情報】**
- 日射量分布
 - 3.3kWh/m²未満
 - 3.3～3.4kWh/m²
 - 3.4～3.5kWh/m²
 - 3.5kWh/m²以上
 - 太陽光導入ポテンシャル(屋上設置型)
 - 100kWh/km²未満
 - 100～300kWh/km²
 - 300～1000kWh/km²
 - 1000kWh/km²以上
 - 太陽熱導入ポテンシャル
 - 0.01億MJ/km²・年以下
 - 0.01～0.05億MJ/km²・年
 - 0.05億MJ/km²・年以上
- 【土地利用規制情報】**
- 自然公園地域
 - 森林地域
 - 国有林
 - 県有林・民有林
 - 埋蔵文化財包蔵地
 - 砂防指定地
 - 急傾斜地崩壊危険区域
 - 地すべり防止区域
 - 岩手県景観計画区域
 - 重点地域
 - 一般地域
- 【ポテンシャル基礎情報】**
- 河川の指定状況
 - 1線直轄区間
 - 2線指定区間
 - 3線河川区間
 - 指定区間外
 - その他河川
 - イヌワシ、クマタカ生息地メッシュ
 - イヌワシ
 - クマタカ
 - 最大積雪深
 - 0.5m以内
 - 0.5～1m
 - 1m超過

イヌワシ、クマタカ生息地メッシュについては、個人情報保護のため、個人情報保護情報で表現しています。

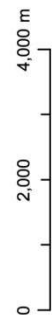
マップ作成年月：2014年3月

出典「岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ（平成26年3月）」



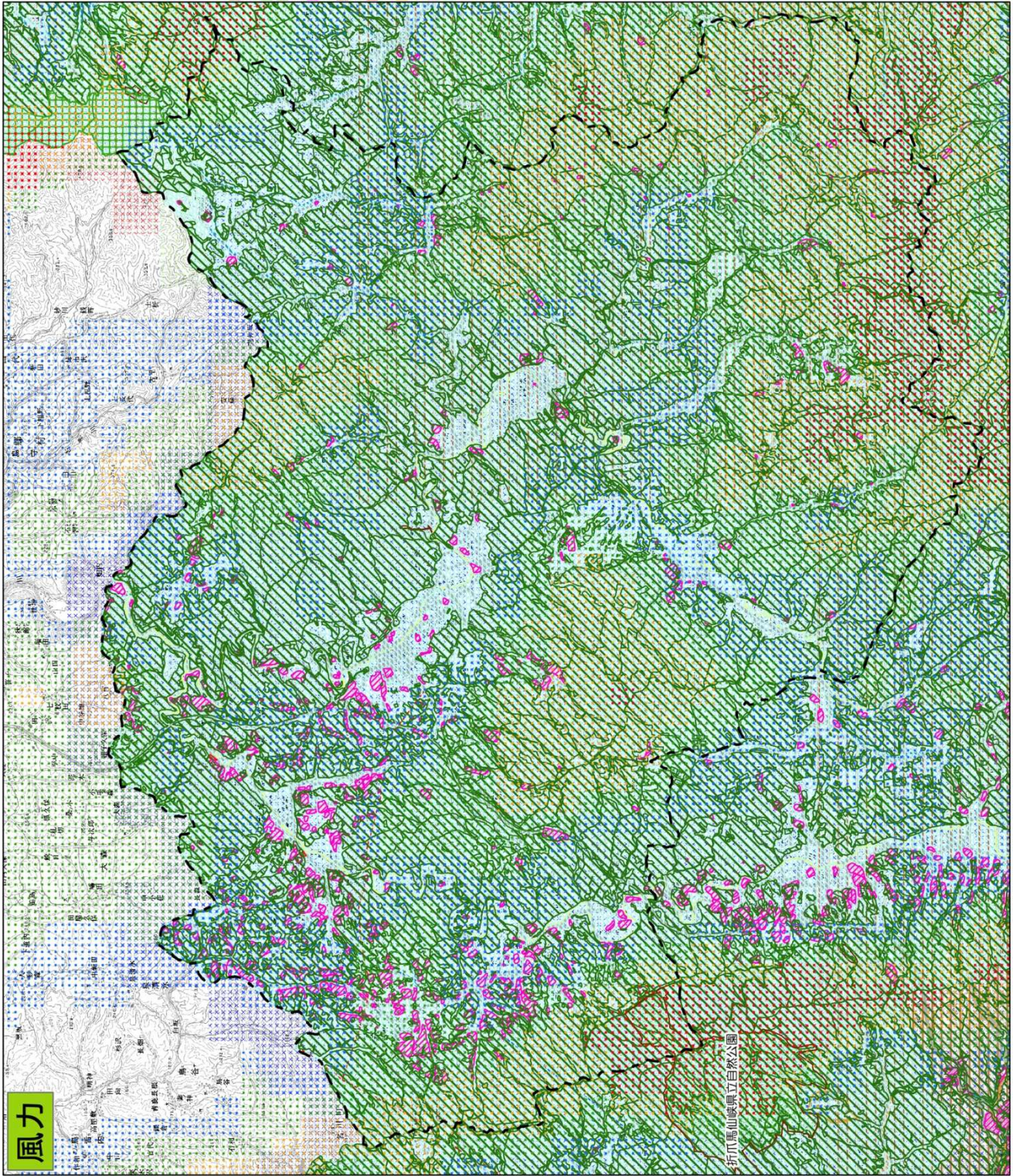
- 【市町村界】**
- 500kV
 - 275kV
 - 154kV
 - 66kV
 - 33kV
 - 主要道路
- 【事業性、その他情報】**
- 送電線
 - 河川の指定状況
 - 1級直轄区間
 - 1級指定区間
 - 2級河川区間
 - 指定区間外
 - その他河川
 - イヌワシ、クマタカ生息地メッシュ
 - イヌワシ
 - クマタカ
 - 最大積雪深
 - 0.5m以内
 - 0.5～1m
 - 1m超過
- 【ポテンシャル基礎情報】**
- 河川導入ポテンシャル
 - 200kW未満
 - 200～1,000kW
 - 1,000kW以上
- 【土地利用規制情報】**
- 自然公園地域
 - 森林地域
 - 国有林
 - 県有林・民有林
 - 埋蔵文化財包蔵地
 - 砂防指定地
 - 急傾斜地崩壊危険区域
 - 地すべり防止区域
 - 岩手県景観計画区域
 - 重点地域
 - 一般地域

凡例



イヌワシ、クマタカ生息地メッシュについては、個人情報保護のため、生息地は10kmメッシュ情報で表現しています。

マップ作成年月：2014年3月 出典「岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ（平成26年3月）」



風力

凡例

【市町村界】

【ポテンシャル基礎情報】

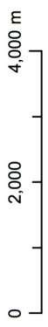
- 年間平均風速分布
- 5.5~6.5m/s
- 6.5~7.5m/s
- 7.5~8.5m/s
- 8.5m/s以上

【土地利用規制情報】

- 自然公園地域
- 森林地域
- 国有林
- 県有林・民有林
- 埋蔵文化財包蔵地
- 砂防指定地
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 地すべり防止区域
- 岩手県景観計画区域
- 重点地域
- 一般地域

【事業性、その他情報】

- 送電線
- 500kV
- 275kV
- 154kV
- 66kV
- 33kV
- 主要道路
- 河川の指定状況
- 1級運轉区間
- 2級指定区間
- 3級河川区間
- 指定区間外
- その他河川
- イヌワシ、クマタカ生息地メッシュ
- イヌワシ
- クマタカ
- 最大積雪深
- ××××: 0.5m以内
- ××××: 0.5~1m
- ××××: 1m超過

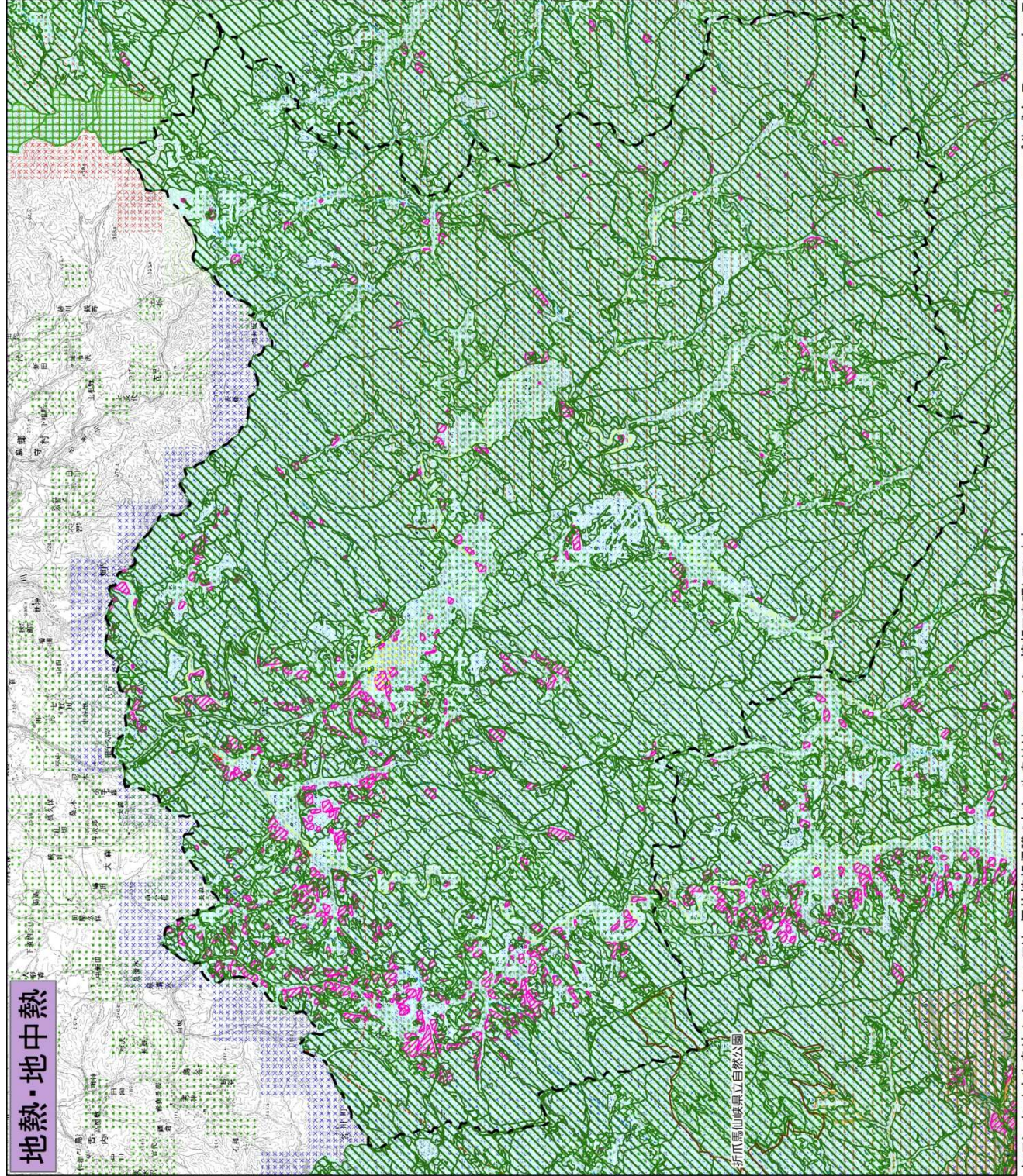


イヌワシ、クマタカ生息地メッシュについては、個人情報保護のため、生息地は10kmメッシュ情報で表現しています。

マップ作成年月：2014年3月

出典「岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ（平成26年3月）」

地熱・地中熱



凡例

【市町村界】

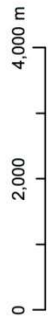
- 【ポテンシャル基礎情報】
- 地中熱導入ポテンシャル
- 0.05億MJ/km²・年以下
- 0.05～0.1億MJ/km²・年
- 0.1億MJ/km²・年以上

【土地利用規制情報】

- 自然公園地域
- 森林地域
- 国有林
- 県有林・民有林
- 埋蔵文化財包蔵地
- 砂防指定地
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 地すべり防止区域
- 県景観計画区域
- 重点地域
- 一般地域

【事業性、その他情報】

- 送電線
- 500kV
- 275kV
- 154kV
- 66kV
- 33kV
- 主要道路
- 河川の指定状況
- 1級河川
- 2級河川
- 指定区間外
- その他河川
- イヌワシ、クマタカ生息地メッシュ
- イヌワシ
- クマタカ
- 最大積雪深
- 0.5m以内
- 0.5～1m
- 1m超過



イヌワシ、クマタカ生息地メッシュについては、個人情報保護のため、生息地は10kmメッシュ情報で表現しています。

マップ作成年月：2014年3月

出典 「岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ（平成26年3月）」